



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和7年 中小企業実態基本調査 ご協力のお願い

調査票は後日送付します



中小企業実態基本調査事務局
(中小企業庁事業環境部調査室)

〒101-0021

東京都千代田区外神田2-8-13 東計ビル5F

電話 ☎ 0120-262-535 (フリーダイヤル)

03-5838-6983 (直通)

▶ ゆっくり開いてください 受付時間 平日9:00~18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

ご確認のお願い

貴社が下記に当てはまる場合は、「中小企業実態基本調査事務局」までお電話ください。(7月下旬まで)

あて先(法人企業・個人事業者名)にお心あたり
のない場合、または転居や名称変更されている場合

企業形態(法人企業・個人事業者)を変更されている場合

令和7年6月1日現在で、休業・廃業等されている場合

貴社の主たる事業の業種、資本金および従業員数が、「調査の対象」に記載の条件に該当しない場合

※「調査の対象」は、本はがきの内側に記載があります。

中小企業実態基本調査事務局

電話 0120-262-535 (フリーダイヤル)

※お昼時間及び休日明けの午前中は、お問い合わせの電話が集中し、しばらくの間つながりにくくなります。

また、ご連絡をいただく時期によっては、前後して調査票がお手元に届くことがありますので、ご了承ください。

中小企業実態基本調査 ご協力のお願い

中小企業実態基本調査は、中小企業の支援施策を企画・立案するために、平成16年から毎年実施しています。

このはがきは、令和7年調査にご協力いただきたい皆様へ、前もってお知らせするものです。お忙しいところおそれいりますが、7月上旬頃に調査票が届いた際には、何とぞ、ご回答をお願いします。

なお、昨年に続き今年もご回答をお願いする事業者様におかれましては、重ねてのご協力、よろしく申し上げます。

調査の流れ

【今回のお願いはこちら】

休業、廃業、対象外等のご連絡

7月下旬まで

今後の流れ

調査票の送付 (7月上旬頃)

調査票の提出 (9月1日まで)

調査事務局 (中小企業庁)

直ぐに

※条件に当てはまらない場合は事務局までお電話ください。

中小企業実態基本調査事務局

電話 0120-262-535 (フリーダイヤル)

調査の対象

最近決算期の1年間に、以下に当てはまる事業者

法人企業は「資本金」又は「常時雇用する従業員数」

個人事業者は「常時雇用する従業員数」

貴社の主たる事業の業種	調査の対象となる企業の規模 (条件)	
	資本金	常時雇用する従業員
建設業、製造業、運輸業、郵便業 情報通信業における通信業、インターネット附属サービス業、新聞業、出版業 不動産業における駐車場業以外の業種 生活関連サービス業における旅行業	3億円以下	300人以下
物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、娯楽業 情報通信業における通信業、インターネット附属サービス業、新聞業、出版業以外の業種 不動産業における駐車場業 生活関連サービス業における旅行業以外の業種	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食サービス業	5千万円以下	50人以下
サービス業 (他に分類されないもの)	5千万円以下	100人以下

(例1) 個人事業者・小売業

- ・常時雇用する従業員数2名⇒調査対象
- ・常時雇用する従業員数0人 (個人事業主のみ) ⇒調査対象
- ※資本金が該当しなくても、常時雇用する従業員が50人以下のため、いずれの場合も調査対象となる。

(例2) 法人企業・建設業

- ・資本金1億円、常時雇用する従業員数400人⇒調査対象 (資本金が該当)
- ・資本金4億円、常時雇用する従業員数400人⇒**調査対象外**
- ※常時雇用する従業員が300人より多い場合においても、資本金が3億円以下の場合は調査対象となる。

※条件に当てはまらない場合は事務局までお電話ください。